

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のために
こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（その1）

沖縄県におけるこどもの貧困率は29.9%で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で1500自治体（1741自治体中）で86%、「入院」で1646自治体で94.5%に達しています。

残念ながら、沖縄県内では「通院外来」で58%であり、大きな格差があります。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のために、こどもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくすためにも国の制度化を早期に実現するよう求めるものです。

記

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）は、すべて廃止すること。
2. どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するために、国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月18日

沖縄県読谷村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛て

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のために
こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（その2）

沖縄県におけるこどもの貧困率は29.9%で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国（沖縄県以外）の自治体は、「通院外来」で86.9%、「入院」で90%以上に達しています。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

また、沖縄県では、2018年10月から、就学前まで「一部負担なし」で「現物給付」による完全無料化が実現します。さらに県は「対象年齢も段階的に拡大する」と市町村との協議を開始しました。大いに歓迎し、早期の実現を求めるものです。

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のために、こどもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくし、対象年齢拡大を早期に実現するよう求めるものです。

記

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）は、すべて廃止するよう国に強く求めること。
2. 国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現するよう国に求めること。
3. 国の制度化ができるまで、県の制度として、中学校卒業まで、所得制限なし、一部負担なし、現物給付で医療費無料制度の拡大拡充を、県と市町村が協力して早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月18日

沖縄県読谷村議会

提出先 沖縄県知事 宛て